

総務委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第9号 川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成28年2月12日

総 務 局

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市証人等の実費弁償に関する条例 昭和32年11月20日条例第33号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条及びその他の法律の規定による実費弁償について規定することを目的とする。</p> <p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費を実費弁償として支給する。</p> <p>(1) 法第74条の3第3項及び公職選挙法第212条第1項の規定により、選挙管理委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(2) 法第100条第1項後段の規定により、市議会が行う調査のため出頭した者</p> <p>(3) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、市議会又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(4) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(5) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会に参加した者</p> <p>(6) 地方公務員法第8条第6項の規定により、人事委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定により、農業委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(8) その他法律の規定に基づいて、市の機関の要求に応じ、証人、関係</p>	<p>○川崎市証人等の実費弁償に関する条例 昭和32年11月20日条例第33号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条及びその他の法律の規定による実費弁償について規定することを目的とする。</p> <p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費を実費弁償として支給する。</p> <p>(1) 法第74条の3第3項及び公職選挙法第212条第1項の規定により、選挙管理委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(2) 法第100条第1項後段の規定により、市議会が行う調査のため出頭した者</p> <p>(3) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、市議会又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(4) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(5) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会に参加した者</p> <p>(6) 地方公務員法第8条第6項の規定により、人事委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により、農業委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(8) その他法律の規定に基づいて、市の機関の要求に応じ、証人、関係</p>

改正後	改正前
人等として出頭した者	人等として出頭した者